

実務研修の場合

別記様式第三号（第四条関係）

不要なものを消す。

実務経験
実務研修

証明書

全くの新規登録の場合は、必ず実務研修証明書で提出してください。

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり

実務経験
実務研修

を有することに相違ないことを

証明します。

研修指導者の記入年月日。
証明者については、研修で指導した遊漁船業務主任者又はその雇用主（遊漁船業者）の氏名を記入します。

令和5年5月31日

証明者 横浜 次郎

遊漁船業務主任者の氏名	神奈川 太郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日
使用者である遊漁船業者の氏名若しくは名称又は実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業者の登録番号）	当該証明を受ける人の氏名と生年月日	実務経験 実務研修	の期間
横浜 次郎 (神奈川県知事第◆◆◆◆号)	令和5年 5月 1日	7時00分から	令和5年 5月 1日 14時00分まで
横浜 次郎 (神奈川県知事第◆◆◆◆号)	令和5年 5月 2日	7時00分から	令和5年 5月 2日 14時00分まで
遊漁 次郎 (神奈川県知事第◆◆◆◆号)	令和5年 5月 7日	8時00分から	令和5年 5月 7日 13時00分まで
遊漁 次郎 (神奈川県知事第◆◆◆◆号)	令和5年 5月 8日	7時00分から	令和5年 5月 8日 14時00分まで
横浜 次郎 (神奈川県知事第◆◆◆◆号)	令和5年 5月 11日	7時00分から	令和5年 5月 11日 14時00分まで
横浜 次郎 (神奈川県知事第◆◆◆◆号)	令和5年 5月 12日	8時00分から	令和5年 5月 12日 15時00分まで
横浜 次郎 (神奈川県知事第◆◆◆◆号)	令和5年 5月 13日	10時00分から	令和5年 5月 13日 16時00分まで
横浜 次郎 (神奈川県知事第◆◆◆◆号)	令和5年 5月 16日	10時00分から	令和5年 5月 16日 16時00分まで
横浜 次郎 (神奈川県知事第◆◆◆◆号)	令和5年 5月 17日	9時00分から	令和5年 5月 17日 14時00分まで
横浜 次郎 (神奈川県知事第◆◆◆◆号)	令和5年 5月 20日	7時00分から	令和5年 5月 20日 14時00分まで
実務研修は1日5時間以上で研修日数が10日以上である必要があります。	計	満	年 月 10日 62時 分

※数か所で研修を受けても構わないが、その場合証明者1人について証明者別で作成、または証明者欄に連名でそれぞれ署名捺印してもらう。

実務経験の場合

別記様式第三号（第四条関係）

不要なものを消す。

実務経験

~~実務研修~~

証明書

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり

実務経験

~~実務研修~~

を有することに相違ないことを

証明します。

申請年月日を記入。

証明者については、遊漁船業務主任者又はその雇用主（遊漁船業者）の氏名を記入します。

令和5年4月1日

証明者 神奈川 太郎

遊漁船業務主任者の氏名	神奈川 次郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日
使用者である遊漁船業者の氏名若しくは名称又は実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業者の登録番号）	当該証明を受ける人の氏名と生年月日	実務経験 実務研修	の期間
神奈川 太郎 (神奈川県知事第〇〇〇〇号)	令和 元年 5月 1日 時 分から 令和 5年 4月 1日 時 分まで		
前回の更新年月から今回の申請月までだと4年〇か月で分かりやすい。 最低、1年以上の証明が必要。	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
	合計 満4年11月 日 時 分		